

別記様式第1号(第四関係)

金山地区活性化計画

山形県南陽市

令和4年3月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	金山地区活性化計画						
都道府県名	山形県	市町村名	南陽市	地区名(※1)	金山地区	計画期間(※2)	令和4～8年

目 標 : (※3)
 地域主体による地域活性化の中心拠点として、農業体験用宿泊施設、直売所、加工所、体験農園を備えた農家カフェ等複合交流施設を整備し、農業体験など都市農村交流による関係人口の増加(滞在者数及び宿泊者数の増加)や、農業後継者の掘起し、農業所得向上に向けた農産物の高付加価値化、6次産業化に向けた取組みにより、地域振興と地域農業の持続化を図る。
 具体的目標として、関係人口(滞在者数及び宿泊者数)16,000人(令和6～8年度の1年間当たりの平均値)の増加を目指す。

目標設定の考え方
地区の概要：
 南陽市金山地区は、山形県の南部、県のかたちを人の横顔にたとえたと「えくぼ」の位置にあたる南陽市の中央部に位置しており、総面積は約11km²、うち林野面積は約82%にあたる約9km²を占めている。南部に比較的まとまった平地が存在するため、それを活用した水田が広がり、その他は斜面を活かした果樹栽培や、酪農等が営まれている。それぞれ単一経営体が多いが、規模としては小さい。金山地区の人口については年々減少し、20年前と比較すると6割ほどの394人になっている。高齢化率は37.8%となっており、対する15歳未満人口は8.7%と少子高齢化が著しい。

現状と課題
 当該地区は市内でも特に過疎化が進んでおり、2001年4月665人であった人口は、2011年には541人、2021年には394人になり、過去20年で40%減少している。農業以外の産業がほとんど無いことから、若者を中心とした人口の流出が続き、さらには農地及び林地の保全部の担い手が不足している状態となっている。そのため、当該地域においては、「金山村づくり委員会」を中心に集会施設を活用した地域行事の開催や、地域の今後の方向性を話し合うなど地域活性化に向けた取り組みがなされている。そういった地域活動の中から気運が高まり、地区内で農業法人が設立され、農地の担い手として、また地域雇用の受け皿としての役割を担う動きもでてきている。このような地域の主体性のある取り組みをより効果的に活かすための支援が求められている。また、生産された高品質な農産物も域内需要が少なく、またPRの場も無いことから、経済的にも効率が悪い状態になっている。
 こうした中で、生産意欲向上のため、所得向上の取組みが必要として、平成30年度から令和2年度まで、国交付金を活用して6次産業化を見据えた農産物加工品の商品開発を行い、住民出資による企業が商品化。販売を行っている。市でも、地域の支援として、令和3年度から地域おこし協力隊を雇用し、地域密着の活動が行われている。
 地域では、これまでの取組みを更に発展させ、関係人口拡大による地域の活性化、耕作放棄、農業後継者問題解決に向けた地区内外からの人材の確保といった諸問題を解決するため、地区住民が主体となって議論をすすめている。

今後の展開方向等(※4)
 本施設(農家カフェ等複合交流施設)の開設により、地域主体による地域活性化の中心拠点として、農産物や加工品の販売、飲食の提供、農業体験などを実施し、地域農家の所得向上、農業後継者の掘起しにつなげ、農業後継者確保などの課題解決を図る。
 また、憩いの場として農家カフェを位置づけ、農村と都市住民の交流を促進する。

【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
 また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
南陽市	金山地区	地域資源活用総合交流促進施設(地域資源活用交流促進施設)	(株)かねやま村	有	ハ	
南陽市	金山地区	農林漁業・農山漁村体験施設(農林漁業・農山漁村体験施設)	(株)かねやま村	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
該当なし					

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
南陽市	金山地区	農山漁村振興交付金(山村活性化対策)	金山活性化推進協議会	平成30～令和2年度

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

該当なし

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村振興交付金実施要領別紙6別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

金山地区(山形県南陽市)	区域面積(※2)	1,108ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 本区域は、山村振興地域に指定されており、総面積1,108ha(市勢要覧)に対し、農林地面積は1,059ha{耕地面積148ha(市農業委員会調べ)、林野面積911ha(市税務課調べ)}で、約96%を占める。区域内世帯数139(令和3年4月1日現在)に対し、農林業経営体数は33経営体(2020年センサス)で、約24%を占める。南部に比較的まとまって平地が存在するため、それを活用した稲作を基幹としながら、その他は斜面を活かした果樹栽培や、酪農等が営まれており、農林漁業が重要な事業である地域である。		
②法第3条第2号関係: 本区域は、農業は単一経営体が多いが、規模としては小さい。金山地区の人口については年々減少し、40年前と比較すると5割ほどの485人になっている。高齢化率は37.8%となっており、対する15歳未満人口は8.7%と少子高齢化が著しい。その中で、地域では5年、10年後の地域コミュニティの存続が危ぶまれているため、都市農村交流による交流人口(関係人口)の増加が必要不可欠であり、定住等及び地域間交流を促進するための対策を講じることが有効かつ適切な地域である。		
③法第3条第3号関係: 本区域は、都市計画用途地域外(未線引き)の地域である。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

該当なし

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別(※3)	

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項 該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃借借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

- ・評価等は、整備予定施設の利用者数により行う。
利用者数は、毎年度事業実施主体の(株)かねやま村から当該施設の利用者数等について報告を受け、目標の達成状況を確認する。
なお、評価内容の妥当性等について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、その結果を市公式ウェブサイトにて公表する。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村振興交付金実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知)別紙5の定めるところによるものとする。